

再生可能エネルギー設備の設置基準

- (1) 低周波音 低周波音については、住宅等において環境省「低周波音問題対応の手引書」低周波音による物的及び心身にかかる苦情に関する参照地値を越えないものとする。
- (2) 振動 発電施設等の敷地境界において、振動規制法（昭和46年法律第64号）に基づく地域の指定等の振動の規制基準を越えないものとする。
- (3) 電波障害
 - ア 事業者は、電波のルート进行调查し、これを避けて設置するものとする。この場合において対象となる電波（電気通信業務用、放送業務用、気象業務用、人命と財産の保護・治安維持用、電気事業用）は、電波法（昭和25年法律第131号）で定める重要無線通信やその他生活基盤上重要な電波とする。
 - イ アの規定にかかわらず、電波障害が生じる可能性がある施設が周辺に存在する場合には、総務省の各管轄地域の総合通信局「電波伝搬障害担当部署」に問い合わせるなど、別途検討するものとする。
 - ウ 事業者は、テレビ電波等への影響が回避できない場合には、電波障害が起こりうる範囲の住民と十分な協議を行い、事業者の責任において改善のための措置を講じるものとする。
- (4) 自然環境 事業者は、発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 景観
 - ア 事業者は、発電施設等の建設等にあって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画するものとする。
 - イ 事業者は、第3条第2項に定める抑制区域に発電施設等の建設等を行う場合には、四季、昼間及び夜間における景観の変化を視覚的な表現方法（合成写真、コンピューターグラフィック等の表現方法）によって予測し、予測した結果を村に対して提出するものとする。
 - ウ 事業者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観若しくは風致を著しく阻害するとして、村から環境の保全について対応を求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 広告物 事業者が、発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。
- (7) 光害（ひかりがい） 事業者は、発電施設等の本体からの反射光及び設置した照明器具等により、周辺の住民生活と動植物への影響及び光害（光源から発せられる光の内その目的とする照射範囲の外に漏れる光又は過剰な輝きが周辺に及ぼす安眠の妨げ、天体観測への影響、道路標識、信号機等の視認性の低下等の影響をいう。）が発生しないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 文化財 事業者は、発電施設等の建設等に当たって、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第1条に規定する文化財の保護及び活用が図られるよう計画するものとし、指定文化財及び埋蔵文化財以外の文化財についても、文化財に関する知

見を有する者及び教育員会から情報を聴取し、発電施設等の建設等の影響から保護するよう努めるものとする。